

国民年金

学生のための「学生納付特例制度」

●申し込み・問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

国 民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、納付するもので学生も含まれます。一般的に所得の少ない学生の人には、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度の承認を受けると、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、障害年金を申請することができます。

令和2年度の申請は4月から

前年度から引き続き申請する人
令和元年度に学生納付の特例を受けた人で、今年度も引き続き在学する予定の人には、日本年金機構から、「学生納付特例申請書(はがき)」が3月末頃に送付されます(在学予定期間が把握できなかった人などには送付されていません)。
はがきに、必要事項を記入し、返送すると「令和2年4月〜令和3年3月」の申請ができます。

申請時の注意

- 対象者
大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、高等専門学校、専修学校、各種学校^{※1}に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下^{※2}の人。
- 必要書類
①学生証(コピー可、有効期間が表記されているもの)または在学証明書(原本)
②印鑑(認印可)
※本人の場合は不要です。
- ※1 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程^{※2}所得目安 11.8万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除など
- ・申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼることができます。ただし、申請が遅れると万が一のときに障害年金が受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
- ・学生納付特例期間は、老齢基礎年金を受ける必要期間に含まれますが、年金額の計算には入りません。
- ・学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を納めることができます(追納)。ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乘せられますので、ご注意ください。



鳥獣被害

地域一体となりサルの被害を抑えましょう

●問い合わせ 役場農政課 農林係 ☎096(293)3116

サルの目撃情報や被害が相次いでいます。被害を無くすためには、サルの生態について学び、地域一体となって追い払うことが重要です。

●サルの特徴

学習能力・記憶力が高く、メスは6〜7歳から3年に1回程度のペースで出産します。

町のサルは、畑や人家近くに美味しい物がたくさんあることを知っています。そして、これらの美味しい物が意外と「楽」に手に入ると思っています。

●何をしても追い払えない

収穫期でない田畑にいるときや道端の草を食べているときも、大きな音を出すなどして追い払ってください。人間にとっては食べられても腹が立たないものもありますが、野生動物にとってはどれも立派な餌です。「楽で美味しい食べ物」だと思ってしまうと追い払うことが難しくなります。

ただし、追い払いは、ご心配の人、女性や子どもが行うのは危険です。ご遠慮ください。



●複数人で行う

時として危険を招くことも考えられるので、複数人で協力して行ってください。特に離れザル(群れを離れ単独で生活するサル)は攻撃的ですので一人で追い払うのはやめましょう。

●進行方向を妨げない

サルは進行方向を妨げられるとその場に留まることがあります。サルが集落に来たら押し戻さずに、隣の地区と連携し、山の中を通らせながら足を速める方向へ追い払いましょう。

●追い払い方法

サルが狙っている食べ物を、「無くす」「隠す」「囲う」の三原則を実施しましょう。

また、サルはベタバタするのを嫌うため、家の雨どいなどに両面テープを巻いたりグリスを塗ったりすると効果的です。

餌が少なく、怖いことが多ければ、サルは集落を敬遠します。

やれば必ず効果が出てきますので、一人でも多くの方が、少しでも早く実行しましょう。

健診

歯科口腔健診を受けましょう

●申し込み・問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

指定委託医療機関(表の医療機関以外での受診はできません)

医療機関名	住所	電話番号
片山歯科医院	大津1485番地1	096(293)0864
クローバー歯科・こども歯科	室982番地2	096(294)6480
たかやまデンタルクリニック	室400番地1	096(294)8020
竹田津歯科医院	大津1208番地2	096(294)0787
永田歯科医院	室539番地12	096(293)0588
みさきの歯科医院	美咲野3丁目1番1号	096(285)4182
ハート歯科クリニック	引水113番地9	096(294)6777
Y's歯科	室210番地5	096(294)8118
わたなべ歯科	室701番地1	096(293)2325
こんどう歯科医院	陣内1154番地4	096(213)4415

※受診券の有効期限を過ぎた場合や町外へ転出された場合は受診できません。
※体調の良い時に受診してください。

後 期高齢者医療制度加入者を対象に委託医療機関で歯科口腔健診を実施します。歯や歯ぐき、入れ歯など口の健康は、口の中だけにとどまるものではなく、からだ全体の健康に影響するといわれています。年に1回は、必ず歯科口腔健診を受け、歯と口の健康を保ちましょう。

※予約がない場合や、受診券の提示がない場合は受診できません。
●対象者
後期高齢者医療制度加入者
●受診期限
令和3年2月28日(日)
※年度内に複数回の受診はできません。
●受診料
自己負担額400円
●持っていく物
後期高齢者医療保険証、受診券

募集

国勢調査の調査員を募集します

●問い合わせ 役場総合政策課 企画政策係 ☎096(293)3118

国 勢調査の実施に向けて調査員を募集します。国勢調査とは、日本に住む全ての人と世帯を対象に5年に一度実施される、最も重要な調査です。町では1万数千世帯の訪問が必要で、多くの調査員を必要としています。皆さんの応募をお待ちしています。

●調査員の仕事内容
担当する調査区域の各世帯を訪問し、調査票の記入依頼や回収を行います。
●任命期間 8月下旬〜10月(予定)
●報酬
担当した世帯数などの事務量に応じて支給されます。

●応募要件(次の全てを満たす人)
・責任を持って調査活動ができる人
・原則町内在住で20歳以上の健康な人
・調査に関する秘密を厳守できる人
・税務、警察、選挙に直接関係ない人
・暴力団その他の反社会的勢力と密接な関係がない人

●応募期限 6月15日(月)
●申込方法
町ホームページにある申込書に記入して、役場総合政策課にご提出ください。提出時に簡単な面談を行います。

●ホームページURL・バーコード
<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0039487/index.html>

